

(介護予防) 認知症対応型通所介護

デイサービスセンターおおいど契約書

_____様（以下「利用者」といいます）と認知症対応型通所介護おおいど（以下「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護サービスについて、次のとおり契約します。

○第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

○第2条（契約期間）

1. 契約の契約期間は 令和 ____年 ____月 ____日から始まり、要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了日の2日前までに、利用者から事業者に対して、契約終了の申し出がない場合、契約は更新されるものとします。

○第3条（計画作成）

1. 事業者は、利用者の希望や心身の状況、及び日常生活全般の状況を踏まえて、居宅サービス計画に沿って認知症対応型通所介護計画書、又は介護予防認知症対応型通所介護計画書（以下「計画書等」といいます）を作成します。
2. 計画書等が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容、又は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の計画書等を作成します。
3. 事業者は、この計画書等の内容を利用者及びその家族に説明します。

○第4条（サービス提供場所）

認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供場所は、デイサービスセンターおおいどです。

所在地および設備の概要は、【重要事項説明書】に定めたとおりです。

○第5条（サービス内容）

事業者は、第3条に定めた計画書等に基づいて、介護サービスを提供します。利用者が、利用できるサービスの内容は【重要事項説明書】のとおりです。事業者は、介護サービスの提供にあたり、その内容について利用者及びその家族に説明します。

○第6条（サービスの提供の記録）

1. 事業者は、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをサービスの完結の日から5年間保管します。
2. 利用者は、事業者の営業時間内に事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
3. 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。ただし、謄写に係る実費相当として1枚当たり10円を頂きます。

○第7条（料金）

1. 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
2. 料金の請求及び支払方法は、【重要事項説明書】のとおりです。
3. 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

○第8条（料金の変更）

1. 事業者は、介護保険やその他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金（食費や日用品代等も含む）に変更が生じた場合は、利用者に対し、速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。
2. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、その旨を申し出ることにより、この契約を解約することができます。

○第9条（予定日のキャンセル）

1. 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の午前8時30分までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
2. 利用者が、前項の日時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の一部を請求することができます。この場合の料金は第7条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

第10条（契約の終了）

1. 利用者は、事業者に対して、1週間の予告期間をおいて事前に通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、突然の入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. 次の事由に該当した場合は、利用者は事業者事前に申し出ることにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ②事業者が守秘義務に反した場合
 - ③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④事業者が破産した場合

3. 次の事由に該当した場合、事業者は利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- ①利用者のサービス利用料金の支払が正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、10日間以内に支払われない場合
- ②利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
- ③利用者が病院等に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込がない場合、又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合
- ④利用者またはその家族が、事業者やサービス従業者に対して、又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- ⑤やむを得ない事情により、施設を閉鎖又は縮小する場合

これらの解約に際しては、事業者は利用者の心身の状況やその置かれている状況等を踏まえ、介護支援専門員や市町村への連絡、その後のサービス確認等の必要な援助を行います。

4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ①利用者が他の介護保険施設等に入所した場合
- ②利用者が要介護認定の更新で、非該当（自立）と認定された場合
- ③利用者が死亡した場合

第11条（秘密保持及び個人情報の保護）

1. 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

2. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を提供しません。
3. 事業者は、利用者の家族等から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を提供しません。
4. 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者の虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律に定める通報ができるものとし、その場合、事業所は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

第12条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第13条（緊急時の対応）

事業者は、現に認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供を行っているときに、利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、家族または緊急時連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡する等必要な措置を講じます。

第14条（他職種との連携）

1. 事業者は、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
2. 事業者は、必要に応じてこの契約書の写しを介護支援専門員に送付します。
3. 事業者は、この契約の内容が変更された場合、又はこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、第10条3項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

第15条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、事業者又は提供されるサービスに関する利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応します。

第16条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第17条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

説明者氏名 島田 崇史

事業者

<事業者名> 医療法人あづま会

<事業所名> デイサービスセンターおおいど(伊勢崎市指定 1090400225号)

<住所> 群馬県伊勢崎市東小保方町4005-1

<代表者名> 理事長 大澤 誠

利用者

<住所> _____

<氏名> _____

(利用者代理人)

<住所> _____

<氏名> _____ 続柄 ()